

雇用・労働

1. 摂津市パートタイマー等退職金共済制度

～大切な従業員の福利厚生・雇用の安定のために～

概要

パートタイマー等退職金共済制度は、摂津市が事業主にかわってパートタイマー等に退職金を支払う制度です。

メリット① 市の制度なら安全・確実！

この制度は、摂津市が所得税法施行令で定める特定退職金共済団体となり、退職金制度が整っていない事業所にかわって退職金事業をおこなう制度です。

このような制度で最も重要なことは、制度の永続性、積立金管理の安全性、退職金に対する給付の確実性が保証されていることです。

本制度は摂津市が条例に基づいて運営していますので、上記の諸条件は十分に満たされています。



メリット② 税制面で有利！

この制度では、事務運営経費等は全額市が負担します。したがって、納められた掛金とその運用収益はすべて退職金を支給する原資に充てられ、退職金が掛金を下回ることはありません。

また、事業主が納付する掛金は、全額非課税の扱い（法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費）となります。さらに、退職金控除により、退職時にパートタイマー等従業員が受け取る退職金も非課税です。



メリット③ 国の制度と重複加入が可能！

この制度は、国の制度である中小企業退職金共済との重複加入もできます。この場合、両制度に加入し納付した掛金はその全額が非課税扱いになります。

ただし、現に他の特定退職金共済制度に加入しているパートタイマー等従業員は加入することはできません。



対象

◎事業主（共済契約者）

摂津市内に事業所を有する事業主であれば誰でも当該事業所のパートタイマー等従業員を被共済者として加入させることができます。

◎事業主（共済契約者）

継続して就労する者であれば一般従業員、パートタイマーを問わず加入できます。ただし、事業主又は事業主と生計を一にする親族、使用人等は加入できません。

掛金

毎月の掛金は、被共済者一人につき月額2,000円で、共済契約者である事業主の負担で、前月25日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座振替で納付していただきます。掛金及びその運用による利益は、すべて退職金を支給する原資に充てるため、共済契約者には返還いたしません。

※正当な理由がなく振替不能が続く場合は、契約解除の扱いとなりますのでご注意ください。